

済生会神奈川県病院登録医規程

第1条（目的）

済生会神奈川県病院登録医（以下登録医）制度は、地域医療機関と済生会神奈川県病院（以下病院）との間で、紹介患者を中心とした地域住民に良質な医療を提供するため緊密かつ迅速・円滑な医療連携体制の構築を目的とする。

第2条（登録）

登録を希望する医師及び医療機関（以下登録医）は所定の登録医申込書により済生会神奈川県病院院長に申し込むものとする。

第3条（利用）

1 登録医は、紹介患者について、次のことに関わることができる。

（1）紹介患者への面会

（2）治療に関する情報交換、カンファレンスへの参加

（3）カルテ、検査結果、レントゲン写真、CT画像、MRI画像等の閲覧

2 登録医は、病院が開催する各種講演会、研修会等に参加することができる。

3 登録医は、緊急・診療時間外の診療相談について専用回線を利用できる。

4 登録医は、病院が有する設備・医療機器を診療目的として共同利用規程に基づき利用できる。

第4条（規程の順守）

登録医は、病院の方針及び個人情報保護を含む諸規則を厳守し病院長の指示に従うものとする。

付則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

令和8年3月16日追加 第3条の4